

U I J ターン促進等に係る新潟市と第四銀行の 首都圏向け情報発信に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と株式会社第四銀行（以下「乙」という。）は、地方創生の実現に向けて、次のとおり連携及び協力に関する協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、新潟市の地域経済の持続的発展を図るため、U I J ターンの促進等に関し、甲乙相互の連携及び協力を図るために必要な事項を定める。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する。

- （1）甲が地方創生のために実施する施策の首都圏への情報発信に関すること
- （2）乙が設ける地方創生に係る取組みの情報発信に関すること

（有効期間）

第3条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成29年3月31日までとする。
ただし、有効期間満了の日までに、甲または乙のいずれかから、何らかの申し入れがないときは、1年間更新するものとし、その後も同様とする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業を実施するに当たり、相手から知り得た情報について、この協定の期間中はもとよりこの協定の終了後も第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協議）

第5条 この協定書に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、両者が協議して別に定めるものとする。

- 2 この協定書に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各々1通を保有する。

平成28年7月22日

甲 新潟市中央区学校町通1番町602番地1
新潟市
新潟市長 篠田 昭

乙 新潟市中央区東堀前通七番町1071番地1
株式会社第四銀行
取締役頭取 並木 富士雄